

神戸市学校保健会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市学校保健会（以下「保健会」という。）に対し、補助金を交付することにより、会の円滑な運営を図り、もって学校保健の改善推進を図ることを目的とする。また、補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保健衛生の啓もう
- (2) 学校保健の振興に関する指導及び助成
- (3) 学校保健に関する調査研究
- (4) その他学校保健の進展に必要な事項

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は、予算の範囲内で定める。

(交付申請)

第4条 保健会が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金規則第5条第1項に基づき補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度に係る事業計画書
- (2) 当該年度に係る収支予算書
- (3) 申請前年度に係る収支決算書

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理した場合は、補助金規則第6条に基づき、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定を受けた保健会は、補助金請求書（第4号様式）により、市長に請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を保健会に支払うものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 保健会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（第5号様式）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（第7号様式）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、保健会に通知するものとする。

(事業成果の報告)

第8条 保健会は、補助金の交付を受けた年度にあつては、補助金規則第15条に基づき、その年度の終了後速やかに補助金交付に係る事業の成果を記載した報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金額確定通知書(第9号様式)により、速やかに保健会に通知するものとする。

2 市長は、確定した交付額を超える補助金が既に交付されているときは、当該超える部分に関し、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 保健会は、市長から前項の請求があつたときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(補助金の取り消し)

第10条 市長は交付の決定を受けた保健会が、次のいずれかに該当すると認めるときは、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、または、これに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取り消したときは、保健会に対し、補助金交付決定取消通知書(第10号様式)により通知する。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により、交付決定を取り消したときは、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。